

令和4年10月19日
在レバノン日本国大使館

レバノン共和国の家族法制度等に関する情報提供

- ※ 本件情報は令和4年10月19日時点の情報です。最新の情報は、レバノン共和国の家族法に詳しい弁護士に御確認ください。
- ※ 本件情報は、家族に関するトラブルを避けるために参考として把握すべき制度概要を掲載するものであり、個別のケースについて具体的な解決策を提示するものではなく、在レバノン日本国大使館は、本件情報を個別のケースに当てはめて生じたいかなる責任も負いません。具体的なケースについては、必ず御自身で家族法制度に詳しい弁護士に相談してください。
- ※ 万が一、当地で家庭問題等に直面された場合は以下6に示すNGO等に御相談下さい。また、家庭内暴力(DV)等により身体に危険が及んでいる状態、若しくはその可能性が高い場合であると判断される場合に関しては、以下7に示す連絡先(在レバノン日本国大使館及び当地警察機関)まで通報して下さい。

1 背景

レバノン共和国の家族法は複雑であり、レバノン国内において、婚姻、離婚、子の親権をめぐってレバノン人配偶者との間でトラブルが生じるケースが散見されております。日本とレバノン共和国の家族法の相違を示す一つの例として、以下レバノンの家族法制度の概要を紹介いたしますところ、御参照いただき、こうしたトラブルに巻き込まれないように慎重に御対応いただきますようお願いいたします。

2 総論

レバノンには、民事上の婚姻、離婚、子供の親権、相続、養子縁組を規定する法律がありません。以上に関する家族法は、レバノンの18の宗派の管轄下にあります。ただし、海外で挙行されたものがレバノンで登録される民事婚、異なる宗教間の婚姻など、一部の事例に限って例外的に民事裁判所の管轄下に置かれます。

3 婚姻

(1) 総論

レバノン民法には、婚姻に関する特別な規定はなく、家族法と婚姻によって生じる個人の法律関係の効果は、それぞれの宗教コミュニティが定める婚姻のルールにしたがって決められます。

現行のルールでは、レバノン国籍者同士、又はレバノン国籍者と非レバノン国籍者の婚姻は、外国の民事当局によって、外国で登録されたものは、レバノン国内にも民事上の婚姻として登録することができ、その結果、当事者に対して民事上の効力が生じます。

(2) 一例：宗派ごとの婚姻の前提条件（各宗教団体で適用される条件）

ア キリシト教コミュニティ

婚姻年齢：男性16歳、女性14歳。

イ イスラム教スンニー派コミュニティ

男性は18歳、女性は17歳。ただし、12歳の未成年男性と9歳の未成年女性が思春期を迎え、保護者の許可を得た場合、宗教裁判所裁判官はその婚姻を認めることがあります。

ウ イスラム教シーア派コミュニティ

宗教法で定められた思春期年齢に達していることを証明するのが標準的な方法です。男性は15歳、女性は9歳で思春期を迎えるとされます。

エ イスラム教ドルーズ派コミュニティ

男性は18歳、女性は17歳。ただし、ドルーズの首長または裁判官は、16歳に達した未成年の男性と15歳の未成年の女性の婚姻を、保護者の許可を得て許可することができます。

4 離婚

(1) キリシト教コミュニティの場合

キリシト教カトリックの家族法では、離婚は原則として禁止されているため、条件を満たさない場合は婚姻が取り消されることがあります。ただし、ギリシャ正教会の法では、特別な理由があれば離婚が認められています。

【例：カトリック共同体の規定による婚姻取消しの正式手続】

1. 宗教裁判所は、夫婦の一方からの請求、または双方の合意によってのみ、婚姻の取り消しを請求することができる。
2. レバノンで宗教上の規定に基づいて行われた婚姻は、レバノンの宗教裁判所においてのみ、取り消すことができる。
3. 離婚判決は、最終審の裁判所が判決を下したときに確定し、その後、民事裁判所の執行局によって直ちに執行され得る。

(2) イスラムコミュニティの場合

レバノンのシーア派、スンニー派、ドルーズ派の法律では、男性はいつでも、一方的に、理由なく離婚を要求できるが、女性の離婚の権利は制限されています。

イスラム法では、原則として、夫と妻は一方的に離婚する平等な権利を有

する旨の条項を婚姻契約に盛り込む権利を女性に認めていますが、社会的圧力や慣習により、この権利はほとんど行使されていません。

5 親権

(1) キリスト教

親権は次の時点で父に移ります。

- 男子は7歳、女子は8歳～9歳（アルメニア正教会、福音派の場合）。
- ギリシャ正教の場合、男子は14歳、女子は15歳。
- カトリックでは男子は14歳、女子は16歳。
- マロン派では2歳まで母親が親権を持ちます。

(2) イスラム教スンニー派

スンニー派のイスラム法では、子供が12歳になると自動的に父親が親権者となり、父親がいない場合は父親側の男性に親権が移ります。

(3) イスラム教シーア派

シーア派の場合、父親が2歳の男の子、7歳の女の子の親権を獲得することがイスラム法で定められています。

(4) ユダヤ教

母親は、男児については6歳まで、女児については婚姻するまで親権を持ちます。

(5) 子供の最善の利益のための親権者の変更

ア キリスト教の場合

公民権を剥奪された親は、子の監護権を剥奪され、もう一方の親に子の監護権が移ります。

イ イスラム教（スンニー派、シーア派）の場合

例えば、母親が子供の面倒を見るのにふさわしくない、あるいは子供に危害を加えたということが証明された場合、あるいは母親が子供をキリスト教徒として育てようとした場合、男児なら7歳、女児なら9歳までの間、子供の親権が父親に移ります。

(6) 未成年の子の海外渡航禁止

18歳未満の子供が旅券を取得するには、両親の承認が必要。発行された有効な旅券を持つ子供は、両親のどちらかが当局に渡航禁止を通告しない限り、海外に渡航することができます。

6 当地で家庭問題を取り扱う NGO

当地には家庭問題を専門に取り扱う NGO が存在し、家庭内暴力(DV)を含め、家庭の問題（シェルター、カウンセリング、弁護士の紹介や法律相談、法的援

護活動、育児支援等)の一連の情報提供を可能としています。万が一、当地で家庭問題に直面された場合は以下の NGO に御相談下さい。

- KAFA (enough) Violence & Exploitation -
Address: 43, Badaro Street, Beydoun Bldg, First Floor
Tel/fax: +961-(0)1-392220/1
Helpline:+961-(0)3-018019
Email: kafa@kafa.org.lb
<https://kafa.org.lb/en>
www.facebook.com/kafa.lb
www.youtube.com/kafalebanon

7 上記以外の緊急事態（身体危害）等の連絡先

身体に危険が及んでいる状態、若しくはその可能性が高い場合であると判断される場合に関しては、以下の連絡先まで通報をお願いいたします。

【在レバノン日本国大使館】

- 代表電話番号：+961-(0)1-989751~3
- 領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855
- 領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977
- 領事緊急：+961-(0)3-362540
- Eメール：consular.section@bt.mofa.go.jp

【警察機関：国家警察軍（Internal Security Forces）】

- 緊急番号：112
- アシュラフィーエ警察署（東ベイルート）：01-328086/7
- ラス・ベイルート警察署（西ベイルート）：01-740942
- ラウシェ警察署（西ベイルート）：01-771962
- バアブダ警察署（バアブダ地区）：05-921740、05-768333